

平成11年度 第3回 民間非営利活動促進委員会

1. 開会

司会 それでは、ただいまから第3回の県の民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

なお、大友委員、北條委員につきましては、本日所用のためご欠席という連絡が入っております。佐藤和文委員は、ちょっと遅れていらっしゃるということでございます。それから、私どもの次長もちょっと所用が入りまして遅れてまいります。ご容赦いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして山田会長の方から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

2. 会長あいさつ

山田会長 皆さん、おはようございます。

いよいよ2000年も明けまして、今年も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

県内各地でNPOのいろいろな活動が報じられるようになりました。それから、民間の中間支援組織と言っていいんでしょうか、北條委員が活動されているMELONであるとか、その他中間支援機能を持つような団体の活躍が報じられるようになりまして、これは大変喜ばしいことで、宮城県のNPOも着実に発展しているのではないかと考えております。

従いまして、県としても早くこの促進にかかわる具体的な基本計画を打ち出していく必要があるかと思ひます。そういった意味で、今日は皆様いろいろな計画につきましてご検討いただきたいと思います。昨年末、宿題をやっていただきましてありがとうございました。これをもとに今日は十分議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、協議に入ります前にお手元の資料を確認させていただきたいと思います。

1枚目、第3回の次第がありまして、2枚目に資料1ということで、これは前回基本計画のつくり方についてご討議いただいた結論のようなものをまとめておきました。資料2として、A3の2枚組みでございますけれども、皆様からペーパーでいただきましたものを比較できるような形で見やすく、ちょっと活字が小さくてすみませんですけども、並べてまとめたものでございます。念のために、いただいたペーパーは、その後に各委員さんごとまとめてつけておきました。これが今日の議論に直接関係する資料でございます。その後ろにA4の横で、1月6日現在のNPO法人の認証を受理している件数及び認証した件数を一覧表にしたものをまとめておきました。最後に、2回目の委員会の議事録をつけておきました。これは参考でございます。

以上、もし落ちているものがあればご指摘いただきたいと思います。よろしゅうございませうか。

それでは、協議に移らせていただきたいと思いますので、今後の進行は、会長である山田先生にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3. 協議

？ 民間非営利活動促進基本計画の策定方法等について（前回の確認）

山田会長 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今日は大きく二つ挙げられております。一つは民間非営利活動促進基本計画の策定方法等についてということで、前回いろいろ議論されたことを確認させていただきたいと思います。その上で？の基本計画の骨子、どういふふうにつくっていくか、あるいはその中身を少し具体的にご検討いただくということにしたいと思ひます。

それで、前回の確認、事務局の方で資料1としてまとめていただきましたので、ちょっとこれを再確認したいと思ひますが、？は、11年度中に基本計画について骨格を提示すると。12年度になりましたら、さらに検討して、夏休み前ぐらいまでに基本計画を策定するというのが1点目です。

それから？、宮城県のNPO活動促進策に関する提言や事務局の基本計画素案を参考、再評価しながら検討を進めることとし、第一段階として、本日の促進委員会で各委員の基本計画の骨子のプランメモを出していただいておりますので、これをもとに骨格の大枠をまとめていって、第4回目で骨格をまとめるという了解が得られたかと思ひます。

それから3点目は、今日の第3回促進委員会の進捗状況によって、3月にまとめるということになりますと、場合によっては途中で宿題あるいはワーキングといういうようなことをしないといけないかなと思ひわけですが、こういった形式で検討をしていったらどうかという3点だったと思ひますが、こういう理解でよろしゅうございませうか。よろしいですか。

？ 民間非営利活動促進基本計画の骨子について

基本計画の項目について

山田会長 それでは、？の方に入っていきたいと思ひます。

それで、特に今のワーキングにするのか宿題にしないでいけないのかというのは、これからの皆さんとの議論、進捗状況に応じて決まってくるかと思ひますので、そこでまた改めてご

検討いただきたいと思います。

それでは、骨子についてということですが、これは資料2がございませうか。それぞれご提案をいただいた方にちょっとコメントをいただきたいと思うのですが、進め方として、まず目次構成と申しますか、骨格を先に決めて、そしてそれがあつたら中身の議論と。多少中身のことを考えながら進めていかないと目次も決まらないのは当然でありますので、少しずつ中身にも触れながら大枠を先に決めていただいて、それから中身というようにしていきたいと思います。それから、中身全体までは当然今日は進まないかと思いますが、それはこの委員会が終わった後で詰め方を検討させていただくということにしたいと思います。

それからもう一つ付け加えておかなければいけないのは、資料2になりますが、基本的には目次案と申しますか、骨格をご提示いただいた方のもののみがあがっております。それから、それ以外のと申しますか、中身についてコメントをいただいた方もいらっしゃいます。それにつきましては、ここにまだ掲げてございませうが、中身についてはその段階でまたご報告なりいただきたいと思つたので、まずは骨格をお出しいただいた皆さんからのコメントをいただいて、その上で議論をしていきたいと思つた。

一番左が事務局案になっておりますが、事務局案は既にこれをもとにご検討いただいたということですので、これは省略いたしまして、最初大木案からずつといきたいと思つたのですが、いかがでしょうか。お願いします。

大木副会長 大木案というほどのものではございませうけれども、若干整理をする上で考えたことを述べさせていただきたいと思つた。

この委員会はNPOそのものではないわけですが、NPOについての計画を促進するという立場で、できるだけNPOが使用するような用語を使いたいなということが一つありまして、幾つか項目のところに入れさせていただこうということだったんです。

この委員会の使命というのは、民間非営利活動促進基本計画をつくるということが使命だろうというふうに思つた。その使命を実行するために三つの目的があると言われておりますが、一つは理念、それから目的、目標というようなことで、これはフィリップ・コトラーという方がそういうふうに整理をしまして、その整理でやると比較的楽に頭が整理できるかなと思つただけで、別にこれにこだわることはないんですが、そんなことで項目を考えますと例えば「計画の目標」と書いてあるところを、計画の目標のままでもいいのかもしれないけれども、「計画の理念と目的」と整理をしまして、この8の中の理念は一体何なのかというふ

うに見ますと、使命は計画をつくることなんですけれども、その使命を達成するための理念として県民が個性豊かに暮らせるような活力と多様性のある地域社会づくりということを理念として考えると。理念はそんなにたくさんなくてもいいと思いますので、これを理念にして、次の目的のところにはNPOとのパートナーシップによる市民社会づくりというふうに位置づけをしたわけです。この理念というのが、フィリップ・コトラーさんの説によりますと、理念というのが組織の基本的な目的、すなわち組織が達成しようとしていることというふうに位置づけをしてあります。そして、目的というのは、組織が強調している主な価値だと。目標というのが重要性や時期、そしてだれが責任を負うかという点に関して特定された組織の目的、つまり数値目標なんかも入る具体的な目的が目標だと言われておりますので、目的としては、NPOとのパートナーシップによる市民社会づくりというのが起きるのではないかなと思いました。

それから、目標はかなり具体的に、だれがどのようにというようなことも入るのでしょけれども、とりあえず基本的な目標ということになってくると思いますので、ここは9の「施策推進の基本方針」の中の1と2、民間非営利活動の支援と促進、NPOとのパートナーシップの構築といったようなものを目標に置いて、具体的なスケジュールもそこにくっつけていくということになればいいのではないかなというようなことでの整理でございます。

あと、若干順番を変えたということで、それほど内容については変わっておりませんので、大きな変更はございません。以上です。

山田会長 はい、ありがとうございました。佐藤和文委員はまだおいでになっていませんので兵藤委員、お願いします。

兵藤委員 それでは、私がとりあえず考えた章建ての案ということで述べさせていただきます。

基本的には、事務局案を大体の面ではそのまま取り入れるという形で組み直したという感じですが。事務局の案は、内容としては非常にすばらしいんですけども、私が見るときなかなか自分の頭で整理しにくいというような感じに私自身がとらえたので、整理しやすいという形に組み直したということでありませう。

内容といたしましては、NPO活動の促進を県がするわけですけども、するに至った社会的背景、その社会的背景は、県をとりまく背景と、それからNPOの現状をも含めて社会的背景を第1章にまとめたということです。その中で、行政とNPOのかかわり方がどうあるべきかということまで含めて、「第1章 NPO活動促進の社会的背景」という形でまとめました。

第2章は、「基本計画」そのものです。この基本計画そのものというのは、やっぱり全体が基本計画になるわけですけども、その中で性格と役割、対象とNPOのとらえ方、基本計画

の期間、目標というような形を基本計画第2章にしました。

第3章は、「基本方針」。基本方針があるわけですが、その中で施策推進の基本方針として支援活動促進に関する基本方針、パートナーシップ構築に関する基本方針ということになっています。これは県のNPO活動促進支援条例そのものから持ってきて、基本計画ができていますので、そのまま取り入れているということであります。第4章は「基本施策」ですが、基本方針に基づいて具体的な施策ができるわけですが、第1項、第2項、第3項というものに対しては、そのまま県の案のとおりです。

そのほかに私が考えたときに、もう少し足した方がいいのではないかとこの部分があります。というのは、佐藤和文委員と同じなんですけれども、NPOと県民というのは一体化した形でとらえている面が基本計画の県の示した案の方にあるように思われまして、実際、私達はNPO団体ですが、NPO団体を支える県民がいてNPOが成り立っているということでございますので、県民になぜNPO活動している団体に県が理解を示して、そしてどのような施策をもって支援していくかということを中心にアピールし続ける必要があると思ひまして、県民の理解を得るための施策を入れました。これは既に宮城県でいろいろ取り込んでいるものもありますけれども、それらも含めてという意味でございます。第5項として、これも新しく入れたんですけれども、NPO活動団体の育成のための施策。一つは、今までの中では既にNPO団体というのはあって、活動しているわけですが、これからは新しいNPO活動が出てくる土壌がたくさん出てくると。これから、またNPO団体そのものの資質とか行動範囲とかそういうようなものが拡大することが県民のためになるんだという視点から、育成のための施策というものも取り入れたらどうだろうかということで、4項と5項を新しく入れました。

それから、「第5章 基本計画推進のために」となっています。それはそのまま県のものを並べたわけですが、この中で、推進のためになりますけれども、実際は施策はどういうことかということ、NPOに対する施策と、それから市民に対する施策と、それから行政そのものに対する施策というものの考え方もあっていいのではないかとこのように私自身が思うところがございます。これにはまだ入れていませんけれども、これから皆さんのお話の土台にあげたいと思うんですが、例えば市町村とか企業、関係者団体の連携のための施策というようなものとか、庁内推進体制の充実強化のための施策というような形で具体的に基本施策の中に取り入れた方が広くわかりやすいのではというふうな思いであります。

いずれにしても、この案そのものは、私の目線で見るときに、私自身がわかりやすいという観点でつくっておりますので、その辺、十分皆さんで検討していただいて、よりいいもの

にしていきたいと思えます。以上です。

山田会長 ありがとうございます。

それで、その右に私の案というのが載っておりますので、これをご報告させていただいてから議論いただきたいと思えます。この山田案というのは大変ずるい案でありまして、皆様のご提案を見せていただいた上でまとめさせていただきました。

それで、「第1章 はじめに」というのは、これは皆様の大体第1章、それから大木案の7ぐらいまでですか、それから兵藤案の第1章、事務局案の第7項ぐらいまでですか、それをまとめて「はじめに」ということで簡単にしてしまったらどうか。この趣旨は、計画策定の背景とか趣旨、それからNPO活動の社会的役割、意義といったものは既に提言で述べられておりますし、それから条例も述べておるわけですので、これについてももう一度書き直したりするというのはむだではないかという合理的な発想で、これはもう要約して2～3ページにまとめてしまえばいいんじゃないかということを実は考えました。そうしないと、これまでの蓄積というのが一体何なのかということが一つですが、ただ、もちろんこれをつくりましたのは昨年度で、提言、条例というのは昨年度以前から取り組まれておりますので、当然その後得られたいろいろな考え方であるとか条件の変化等もあります。これについては修正したり加筆をしたいということはあるかと思えますけれども、それにしてもそう長々と述べて、ここでくたびれる計画書ではなくて、むしろ後の方に重点を置きたいということで、第1章は簡便にしたい。提言、条例の流れを受けとめてここでつなぎの部分を用意して、そして必要な修正をするということで第1章を考えました。

それで、第2章からが中身になるわけですが、「基本計画の性格と目的」ということで、これは中身まではまだ検討しておりませんが、兵藤案で言えば、基本計画の性格、役割、こういったあたり、目標とか期間ということもこの中に入ってくるかと思えますけれども、もう少し項目を建てる必要があるかもしれませんが、まずはこの基本計画の性格、目的を明快にしておくと。

それから第3章で、「基本方針と施策体系」ということで、大きくはNPO活動の支援と促進、それからパートナーシップということがあるわけです。先ほど兵藤委員のお話を伺っていますと、もう少しここで入れた方がいいものもあるような気がいたしておりますが、兵藤委員ところは全く同じですし、それから原案と同じですけれども、この二つでこの基本計画のおおむねの方向みたいなものをここで示しておく。それから、3章のタイトルには「施策体系」ということで述べておりますにもかかわらず中身にこの文言がないんですが、書いていくうちに

体系として少し全体像が表現できるならばここで表現しておいた方がいいかなということで、この施策体系という文言を入れました。ですから、ひょっとしたら 1. 基本方針、2. 施策体系ということになるのかもしれませんが、ちょっと中身がまだ定まっておりませんので、とりあえず 1 だけ書いておいたというのが正直なところです。

第 4 章は「施策と事業」ということで、具体的にそれぞれの施策の中身を列記すると。これは兵藤委員の第 4 章の第 1 項から第 5 項と書いてあるようなこと、それからそれ以外にもこの議論の中で新たに組み立てていかなければいけないものがあるとすれば、それも含めてここに施策、そしてその事業ということで列記していったらどうかと。

第 5 章は「施策の推進のために」ということですが、ここで一つは推進体制、県の原案では主に推進体制について私のところの 2 のところにあげておきましたこれが中心にあげられておりましたが、その前に第 4 章であげた施策事業なるものが、それをどういう方法で実現するのか、そしてどういうステップでどこから手をつけていくのかというあたりを述べていく必要があるのではなかろうか。今年度はあまり具体的には述べられないかもしれませんが、少なくとも優先順位等、そういったものは提示していかなければということで、実現の方策とプログラムというのを先に述べさせていただいて、それでそれを実現するための体制としてということで 2 をあげた次第です。

というのが私の案でございます、これは第 1 章については、皆さんのお気持ち、まだ伺っておりませんが、割と簡単にして、2 章以下、特に 4 章あたりを重点にやっていったらどうかという提案でございます。

というところで一通り骨子案というか項目についての提案が出されましたので、これについてご検討いただきたいと思いますが、その前に 2 ページの方に齋藤、佐藤（仁）、秦、遊佐各委員の、これは項目ではなくて中身についてのご提案が少しありましたので、ちょっとコメントをやはり少しずついただいた方が、それから今の骨子案につきましても、何かコメントがありましたらいただけるといいと思いますので、それからお伺いしてよろしいですか。

じゃ、齋藤委員、お願いします。

齋藤委員 私の場合は、兵藤さんと同じようにどうしても N P O をやっている団体の方の立場で見てしまいますので、自分としてはどういう方向で支援していただきたいかなということを中心に考えてしまうんですね。そこで、大体事務局の方で出した案は、これで私は構わないんじゃないかなと思うんです。ただ、これに少し足していただきたいなというところがその他の方に書いてある部分なんですけれども、N P O の特徴やユニークさを発見して高めていって

ただきたいというのがまず私の考えの基本なんです。NPO、市民それぞれのいろいろな考えがありまして、それをいい方向に伸ばして使っていただきたいなという思いでやっておりますので、それが中心になっております。

まず、NPOが問題を正しく認識して、そして新鮮なアイデアとエネルギーを存分に使えるシステムをつくっていただきたいということで、NPOそのものの育成にもかかわってくると思うんです。それで、市民・県民の中にもNPOというのはどういうものなのかまだきちっと把握していない方もいらっしゃいますし、また最後の方の自立のための自助努力に対するサポートを行うということも入れましたけれども、やはりNPOがきちっと認識して責任を持ち、自立してNPO活動ができるところまでサポートしていただきたいなと思いますし、私もそのようなNPOをどんどん育てていけたらいいなと考えておりますので、このような内容にいたしました。

そこで、また正しい助けというんですか、本当に助けを必要としている人に正確な支援をしていきたいなと思いましたので、その内容をちょっと盛り込んでいただけたらと思ったので、このように表しました。以上です。

山田会長 ありがとうございます。

目次案としては、事務局案で構わないのではないかと。ただ、中身について下にあげられましたような点を付加あるいは強調していくべきではないかというご指摘です。確かにそうだと思います。どうもありがとうございました。

それでは、佐藤（仁）委員につきましても、少し補足をお願いしたいと思います。

佐藤（仁）委員 骨子案的なことについては、県の示された第1回目の基本計画をそのまま踏襲するものというふうに自分なりに理解したものでありますから、そのような形で項目だけにさせていただきました。

それで、今兵藤委員さんのお話や山田会長さんのお話を聞きまして、なるほどと、第1章、第2章のまとめ方がむしろわかりやすいまとめ方なのかなという考えに立っております。

私が出しましたレポートについては、少し生まじめ過ぎたのかなと反省しておりまして、さらに促進検討委員会に入っていないものでありますから、NPOとNGOとの関係を整理されて本委員会に入ったのだらうと、出してから思いまして、あまりにもかえって後の方が面倒くさくなってしまったかなと自分なりに他の委員の皆さんのレポートを参照しながら、自分として出してから生まじめ過ぎたなと反省をいたしておるところでございます。

ただ、そこに書いておりますように、多面的な機能に対して、NPOの存在というものが市

民との関係なり行政との関係、さらに企業との関係の中で確立が必要になってまいりますのでそこに向けた基本的なものが市民に受け入れやすいような基本計画として構築したいものだというふうに考えております。以上であります。

山田会長 ありがとうございます。

こちら辺もぜひ今度の計画の中には盛り込みたいと思いますが、これはいわゆる私の案で1章に入れた方がいいのか2章に入れた方がいいのかということもあるかと思ひますし、それからまたそれを少し具体的に事業として、あるいは施策として構築したときには新たなものが考えられてくるような気がいたしますので、こちら辺の議論を十分これからしていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

それでは、秦委員、お願いします。

秦委員 私も目次としては県でつくった原案が比較的わかりやすいんじゃないかなということ、また私もNPO法人としましてどうしても自分たちの活動を通してしかまだ周りを見れていない。それで、NPOの活動をしている者としての意見として、多面的にわたるNPOがたくさんありますので、まずどこの分野にも公平に行き渡るような支援の方法を考えてほしいということが一つ。

それから、細かいことになるんですけども、実際自分たちが印刷とか何かというとき、わざわざ仙台まで出てきて、現在ある仙台市のサポートセンターで印刷をすとか、そういうことがまず一番不便なんです、現在のところ。ですから、仙台まで出てこなくてもできるような場所を設けてほしいということをお願いいたします。それから、まだまだ地方に行きますとNPOとNPOの活動というのがわからない人がたくさんいますので、ここでたくさんの意見が出てものすごくいいものができ上がったとしても、それが市民・県民に行き渡らないということは宝の持ち腐れになってしまいますので、本当に広く県民に知ってもらう方法も盛り込んでいただけたらと思ひ、内容のことについてなんですけれどもまとめました。以上です。

山田会長 ありがとうございます。

組み立てについては、やはり原案に近いものでよかろうと。それに加えて下にあります3点をあげていただきました。これも重要な事項かと思ひますので、ご議論の上、中身にぜひ入れていっていただきたいと思ひます。

それでは、遊佐委員、お願いします。

遊佐委員 骨子については特に問題はないと思ひておりまして、委員の皆さんからいろいろご指摘があった場合には、それを配置をして研究をしてみたいと思ひておったところでした。

検討委員会の提言、あるいは条例でうたわれている中でいろいろ既に動き出している部分があるんですけども、基金の問題がなかなか難しい問題ですから進まないということがございます。計画では、その手法も含めて少し詳しく記述してあげたらいいのではないかと考えておりました。

日本ではあまり研究されたことはないんですけども、海外には幾つかの研究事例がございまして、地域性や特性、その地域の実情に合ったように、ただコピーしたのではこれは失敗することも予想されますので、そういった先進例を検討しながら宮城県に合った基金のつくり方というのを研究していきたいと思っております。

一つは、やはりいろいろなジャンルごとに数多くできるのがいいのかなと個人的には思っておりましたが、また改めて系統立ててご提言できる機会があればと思っております。以上です。
山田会長 ありがとうございます。

基金の造成についてお話がありました。基金の造成につきましては、私の知っている民間のNPOと申しますか、勉強会の中でも基金立ち上げの議論を始めたところもございまして、これは県としてもぜひ取り組んでいただきたいなと私も思います。どうもありがとうございます。それでは紅邑委員、コメントや案をお願いいたします。

紅邑委員 提出する時間を持たないまま今日になってしまっただけで申しわけございません。

私は、兵藤さんと実際自分で照らし合わせてみたらほとんど近いものだったんですが、根本的にこれはなぜやるのかと、NPOを支援するのかということちょっと考えてみたときに、その理由とその方法というふうに大きく分けられるのかなと思っていました。

それで、一つめは、なぜ促進というものが必要なのかということでは、山田先生もはじめにということとまとめていらっしゃるのですが、NPOの活動促進ということの理由ということとをまず最初にうたうということが必要ではないのかなと思いました。

2番目としては、その計画を実施するに当たっての目標設定ということ項目として建てなければいけないかなということで、そういう意味では兵藤さんの基本計画ということや、それから大木さんもおっしゃっていたようなところにつながっていくのかと思ったんですが。これからの社会におけるNPOの意義と役割ということで、公共の担い手であるというようなこと、行政とはまた違う意味合いで新しい公共の担い手であるというようなことをどこかでしっかり伝えるということが、この計画のポイントなのかなという気がしていたので、それを二つ目ぐらいのところまで定義していったらいいのかなと思いました。

それから、行政の役割と民間の役割ということなんですが、NPOの支援方法というふうな

ことでいうと、行政の役割としては、一つは県がどんなふうな役割を果たして支援方法をとっていくのかということと、もう一つは市町村という単位でのNPOの支援ということを分けて考えると必要なのかなと思いました。

それから、NPOを支援するNPOというようなことの支援についてということも考えていかなければいけなくて、その辺は今度は行政との役割分担みたいなことも含めて、ここの中で考えていく必要があるかなと思いました。

それから、兵藤さんもおっしゃっていましたが、もう一つはNPOの支援をする側として、県民そのものも支援をしていくということがやっぱり考えられると思いますし、それから県の方の案にもありましたけれども、企業を初めほかの団体による支援というようなことを考えていくということが実際の展開と、推進のためのプログラムと山田先生はおっしゃっていましたが、そのための取り組み方というようなことを後半の部分ではある程度具体的に述べていくというところがあると、この計画についてはどういうふうなことが結果として求められていくのかということが明らかになるのかなと思いました。

山田会長 ありがとうございます。

今のお話で、一つは、NPO支援をする理由と方法について、どこに入れていったらいいかというお話、多分基本的には前段の方である程度触れていかなければいけないと思います。

二つ目に言われたNPOは公共の担い手であるというあたり、これは前のところには入っていませんでしたかね。前のものも点検しながら、そういうことはあまり明言されていないとすれば、むしろこれはなるべく早目というか、前段の方で述べていかなければいけないことだろうと思いますので、そういう確認をしながらこれから中身を詰めていきたいと思います。今の公共の担い手であるというあたりの点について、ぜひ点検の過程で触れていただきたいと思っています。

それから、三つ目は、主体と申しますか、それについて県、市町村、それから民間の中間支援システム、企業、そういった主体とその役割、これも具体化していかないと支援策自体がぼやけてしまうものになってしまいますので、それも頭に入れながら、どこでそれを議論していくかということを再度皆様をお願いしたい、検討いただきたいと思っています。

佐藤和文委員、今一通りこの資料でご提案をそれぞれ簡単にご報告いただいています、一通り終わったところなんです。そこで、ちょうどいいところにおいでになられたので、この案についてちょっとコメントいただきたいと思っています。お願いします。

佐藤（和）委員 ここにとりまとめていただいた資料で申し上げているのは、多少細かいところと大きな枠組みとで若干整理されていない感じがあるのですが、一つは、どうも最近NPOの議論というのが大分活発にいろいろなところで行われている。新聞とかテレビ、メディアの関係でも相当突出しているわけですが、どうもその辺の議論の形というか実態を見ると、NPOというのは市民というか、そういうエネルギーの存在を前提としているわけですが、肝心の市民とNPO組織というか、NPO活動のかかわりみたいなものがいまうまく表現されていないなという感じが個人的にはしています。どちらかというと、NPOと行政の関係とか、それからNPOと企業の関係、そうした形の議論が大分突出して見えるものですから、その辺はもちろん重要でけれども、NPOと市民の関係というか、暮らしの中でNPOというのはどういう役割を果たしていくのかも含めて、あるいは市民がNPOの中で担い手としてどうかかわり方ができるような社会的な仕組みなのか、その辺の議論がちょっと若干薄いなという感じがしております。そこが非常に重要なので、この計画の中では、いわゆるNPO活動での社会的認知の拡大という、ここの方策についてもうちょっとせり出して、具体的なプランニングが示せないだろうかというのが一つであります。

それから、NPOと言われるものの活動の実態、現場でいいますとさまざまな幅のあるNPOがあって、法律に基づく法人設立の認証手続きを受けたようなNPO法人から、任意団体として、しかし地域ではかなり重要な活動をしているNPOというのがあるわけです。そういった非常に幅の広いNPOと言われるものの中で、ある種の分類といいますか、これは若干乱暴にやると相当リスクが大きいので分類の手法については厳密に考えないといけないと思いますけれども、もうちょっとNPOの活動の実態に合わせた支援プログラムというか、そういうものを展開するために、何らかの実態に合わせた分類の手法みたいなものを取り入れながら、それに対応する施策を計画の中にきちっと位置づけることはできないだろうかという感じがしています。

それからもう一つ最後なんです、いわゆる行政改革の推進と職員研修の実施という項目で施策の推進の重点事項として当然プランの中、原案の中でも挙げられているわけですが、この辺の位置づけの問題を行政内部の問題という位置づけではなくて、もう少し政策レベルで何か位置づける仕組みがないだろうか。行政の担い手の皆さんたちの考え方というか、N

P
Oの評価に対する実態というか、そこが変わっていかないと、やはりNPO活動と言われるも

のだけをいろいろ仕組んでいっても非常に難しいところがありますので、これは若干計画のつくり方としては手法的に非常に難しい可能性があります。しかし、そこを何とか政策レベルまで引き上げるようなことができないだろうかというのが三つ目のポイントであります。

それから、もう一つあります。これはNPO活動の促進ということの裏づけになるというかそのポイントとして、やはりNPO活動に対する評価の観点というのが非常に重要になってくる。評価の仕方というのは非常に難しく、ある意味では支援と裏腹になる可能性もあるのですが、その辺のNPO活動の評価の仕方を、NPO自身も考えていかないといけないし、政策レベルでも考え方としてはきちっと位置づけないといけないのではないかと。恐らくNPOの自己責任みたいなものも表現として出てきますので、その辺で評価の問題というのを位置づけていけないだろうかという感じがしています。

それから、これはあくまで形式的な問題なんですけど、いただいた原案を見ますと、基本計画の1から7まで、これは今まで既に議論されていた提言と条例、そのままなぞったものになっていて、8番目でやっと本論が出てくる構成になっていますが、この辺の書き方の問題としてそれでやむを得ないのかどうかです。そこをちょっと考えてみたいと思っています。以上です。山田会長 最後に言っていたのは、私の案として提示させていただいたんですが、皆様にご報告したんですけども、1から7まではさらっと要約でいいんじゃないかと、はじめの中に全部ぶち込んでしまわないと今までの蓄積が生きないのではないかと話をしてきました。そして、できることなら今出された中で新たにつけ加えるべきものは当然入れていく、修正すべき点は修正するんですけども、基本的には簡潔にというのが私の案ですので、そういった意味では応援団がもう一人いらしたわけです。

それで、今お話しいただいた四つは、いずれも前の提言の中ではあまり触れられていなかったというか、強調されていなかった部分ですので、ぜひこちら辺を入れていきたいと思えます。市民とNPOとのかかわりということと、それから類型、私も少し今仙台市内の中間支援システムの整理をしております、そうするとNPOにはいろいろなタイプがあって、そしてそのタイプに応じた施策を考えていかないと通り一遍では効果が少ないんじゃないかということも私も感じておりましたので、ぜひこの分類、私は類型あるいはタイプという言葉でやっておりますけれども、それに対応した施策をと、これが施策の中身をより具体的に詰めていく一つの糸口ではなかろうかと思えますので、ぜひということ。

それから政策レベル、これは提言の中で少し前に触れていただきました。表現は違うんですが、要するに佐藤和文委員の意図とは少し違うかもしれませんが、要するに環境生活部

局だけではなくて、まちづくり全般にかかわる中でそれが生かされていくような、そういう取り組みがないとNPOの促進は図られないのではないかと、案のどこかに盛り込まれているはずだと思いますが、ぜひこちら辺も拡大拡張していければなと思っております。

それから評価、これは私どももNPOの自己評価をこれからしていかないと、これから社会的により認知を拡大できないのではないかと気がしております、この点も重要なアポイントかと思っております。

ということで、一通り各委員のご提案が出されたかと思しますので……。はい、どうぞ。

兵藤委員 最後にすみません。初めに言うべきだったんですけども、実はというか、私自身が勉強してとっくにやっておかなければならないことをこの宿題があってやったということなんですが、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」という条例が県でできておまして、その促進条例と今度の基本計画の整合性がどの程度なのかということの一つ一つチェックしました。その中で、一つだけもしかすると促進条例で定めておきながらきちっと触れていない部分があるのではないかなと思われる部分があります。皆さんはお手元にあるかどうか分かりませんが、促進条例第9条の中の5というところがございまして、主として民間非営利活動への各種支援を行う民間非営利活動団体の育成及び活動促進に関する事項というのを基本計画の策定の中に入れなさいということになっております。ここの部分が、この間示された事務局素案の中で探してもちょっと見当たらないと、それ以外は全部入っているんですが、その部分、どのように理解したらいいのですか、ちょっと補足していただければありがたいです。

山田会長 それは先ほど紅邑委員が言われた民間の中間支援システムに対する支援とか連携とかということと重なりますか。

兵藤委員 どの辺まで含めているのかがもうちょっと。例えばパートナーシップの中で、今言っている県のNPOプラザとか地方の拠点、それも含めてだとは思いますが、民間非営利活動団体の育成をするという、団体に対して支援をするということなんですけれども、その辺がもうちょっと私にはわかりにくいというか、それ以外にも例えばせんだい・みやぎNPOセンターのような民間ベースで民間非営利団体、NPO団体を支援している団体が今出ておりますし、これからも出ると思うんですね。それを含めてこの促進条例9条の5になっているのかどうなのかということでもあるわけです。

山田会長 これはちょっと県の見解をいただきましょうか。あるいは議会……。県でいいですか。今のご質問の意味は、中間支援団体と言っていいんですか、兵藤さん。

促進条例第9条の5、主として民間非営利活動への各種支援を行う民間非営利活動団体、これは私の解釈では中間支援団体と、民間による中間支援団体と考えていいと思いますけれども、そういったものに対する育成及び活動促進に関する事項というのが条例の中には入っているんだが、この基本計画あるいはその前の促進策の中にはどうなのかと。これは僕は入れたような気がするんですけどもね。

事務局 事務局案の中では県の基本計画素案11ページに、？支援・活動促進のための施策として、その中に中間支援組織の育成というのが一応項目として入っております。

山田会長 よく覚えていないんですけども、僕も入れたような気がします。

兵藤委員 この場合、中間支援組織というのは、県で設置することとしている拠点施設とか、それから民間による中間支援団体も含めてこう言うのですか。

事務局 民間でやっていらっしゃるものも入ります。それからまた、県の基本計画素案の一番最後のページに表になっているかと思いますがけれども、この中間支援組織の育成でNPO活動促進策に関する中間支援組織との協働実施ですね、それから中間支援組織への事業委託とか、ということでこれは民間でやっているNPOということでございます。

山田会長 そのあたりがうまく強調されていなかったり表現されていないという部分があるとすれば、この計画の中で少し表現を変えていくなり、あるいはさらに強調していくべきところはしていく、あるいは具体化していくということでぜひこれからの検討項目の中に入れていきたいと思います。

兵藤委員 例えば、石巻の斎藤委員のグループなどでは、中間支援的な機能をもっているいろいろなネットワークを張っているわけですね。次々とそういうところが出てくると思うんですけども、そういうところまで含めてきちっと支援していくという県の姿勢が、これからは新しくできてくる中間支援組織の機能を持っている団体、役割を果たしている団体、そういうところにきちっと支援していくという、支援策はいろいろあると思います。そういうとらえ方も恐らく入っていると思うんですけども、こちらの方にきちっとそれが伝わってこなかったというだけなのかもしれませんけれども、そうあってほしいということでございます。

事務局 今おっしゃるとおりのことを考えておりますし、それから、業務委託をそうした団体をお願いすることが一つの形を変えた支援であるということもあると思います。実際県では、NPOの人材育成のためのセミナーというのを今年度事業としてやりますけれども、そのためのセミナーをNPOを支援するNPOをお願いしようということで、これは広く公募をいたしました。それで、6団体応募をいただきまして、その中の一つの団体に実際に委託をお願いす

るということでやっております。今後とも増えていくと思います。

遊佐委員 ちょっと議会の方にもふられましたので一言申し上げておきますと、この条例の中で四つの特徴があると私も思っています。その一つがこの中間支援センターに言及した部分でございまして、他県の条例には記述がない部分だと思えます。この計画の中にも既に載っておりますけれども、それをさらに具体的に計画の中に記述するかどうかというのは今後皆さんでご検討をお願いできればと思います。

山田会長 今の点についても、さらに具体化していくという方向でこの計画をまとめていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで、今、案が一通り出されましたが、若干フリートーキングと申しますか、質疑を相互にさせていただいて、その後、項目について、とりあえず進んでいくための大枠を決めたいと思えますので、今出されましたいろいろな議論に対してご質問あるいはご意見、少し自由にしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

青野委員 すみません。委員の中で私だけ宿題を出さずに年を越しまして、実は考えあぐねているうちに年が明けてしまったんですが、今日この場で、発言させていただきたいんですが、実は率直なところ、事務局案のこの7項目までは県民の目線で見るときに非常にわかりにくくて、もっとわかりやすい枠組みですと理解していけるものはどういうふうに組み立てたらよいものかと実は考えていたところに、今日兵藤委員の案と山田会長の案が出てきておりましたので、とりわけ山田案は皆さんのご意見をまとめた形でということでしたので、割とすっきりとわかりやすく、初めてNPOって何なのかなと思って計画はどんなものかというふうに見られた方がわかりやすく受けとめられるのではないかなと思えましたので、そのことが一つです。

それともう一つは、第1章にかかわる分野だと思うんですが、この基本計画は何のためにつくるのかということで考えていたことなんですが、要するにNPOの活動がしやすい条件を整備していくということになっていくだろうと思うので、そういう意味ではNPO法が成立しておりますので、NPO法を生かす道としてどう運用できるものかという視点からのものだろうと思うのです。そういう中で、とりわけNPO法にかかわる附帯決議の中に盛り込まれたものができるだけ活かされていけたらなと思っております。一つは、対象を非営利ならすべてカバーできるようにということで、NPO法上は活動の分野がいくつかに決められていますが、附帯決議の中ではできるだけ多くの団体に措置を運用するということがありますので、県の基本計画もどう運用の中でそれを実際に可能なものにしていくかということとか、自主性をどう確保しながら促進をさせていくのかということなどがきちんと初めのところにあると基本計画の

方向もよくわかるものになるのではないかと思いますので、その辺を考え方として思っておりましたので、この場で意見として出しておきたいと思います。

山田会長 ありがとうございます。

1章につきまして、1から7ですね、事務局案、これが県民にとって難しいというか、わかりにくいと。したがって、これをわかりやすくするということ。ただ、一方ではまとめてもよいのではないかというお話もありましたので、まとめつつ、なおかつわかりやすくというご指摘と、それから何のためのものであるかということとか、NPO法にかかわる附帯決議についてもどこかでできるだけ前段の方で盛り込んでいったらどうかというご指摘だったかと思います。ありがとうございます。

ほかに。はい、お願いします。

佐藤（和）委員 フリーというか、フリーディスカッションということでちょっと、多少耳が痛い話も申し上げますけれども、ちょっとだけ発言させていただきたいと思います。

この基本計画、今の青野委員がおっしゃった何のためにつくるのかということ、実はずっと考えていまして、はっきり言って今よくわからなくなっています。といいますのは、私の受けとめ方で言うと、この基本計画というのは行政が主体となって、もちろん民間のアイデアを入れながらつくっていくというものなわけですけれども、やはり何といても私が気になっているのは、行政という組織がNPOというものをどのように受けとめて、これをどのようにしたいと考えているのかというあたりの実際の考え方というものはなかなか県民からは見えない。もちろんNPOの推進担当セクションはNPOを重要だということで一生懸命動くことは動くわけですけれども、それが行政組織全体の位置づけになっているのかどうかということが非常に気になります。ですから、基本計画というものをつくるときにどちらに向かって玉を打っていくのか、NPO活動をやっている現場に向かって行政が何らかの施策を展開するという位置づけでいくのか、そのためには行政組織内部でのこういうNPOの評価といいますか、行政展開においてのNPOがこれから果たすべき役割というのはこんなものであるということが、宮城県でいえば全庁的なコンセンサスになるのかならないのかという非常に重要な問題だと思います。例えば岩出山の町長さん、佐藤（仁）委員がいらっやっていますけれども、自治体のリーダーとして、じゃNPOというのがこれからどんなふうに関連できそうなのかとか、その辺の本当のところの声といいますか、例えば県庁なら県庁内部での議論の姿というのが今一つ伝わらないな、下手するとかけ声だけかけて実際は行政組織の縦割の意識の中でだんだんNPOというのが埋もれていく、あるいは埋もれないまでもNPOがいろいろな提案をしたり活

動するということが非常にエネルギーのロスにつながったりする危険性がありますので、急にその辺のコンセンサスをとれといってもこれは無理な話でありまして、NPO自体が新しい考え方なのでいきなりというわけにはいきませんが、そういう行政組織のコンセンサスみたいなものがもうちょっと見える形の場合と申しますか、仕掛けというか、そういうものが何とか考えられないものかなという感じがしています。長くなりました。以上です。

山田会長 大事なところだと思いますし、それは先ほど佐藤和文委員が言われた政策レベルの問題であるということと深くかかわりがあるかと思えます。この点はぜひうまく表現なり検討していきたいと私も思っております。

ちょっと雑感になりますけれども、私の勤務先の岩手県より宮城県の方がはるかにこういう施策は進んでいると思えます。NPOの活動も進展していると思えますし、中間支援も発達していると思うんですが、県の職員という目から見ると、今佐藤和文委員の言われた感触は、岩手県の方がいいんですね。要するに、NPO担当部局以外の県の職員はNPOに対してもうちょっとそういった意味では理解がされているというような印象を少し受けますので、その点、宮城県もぜひ頑張ってくださいたいと思っております。

事務局 県政ではNPO施策というのは重要施策の一つの柱になっていることは確かでありまして、まずトップである知事がやはりNPOの活発な県にしようということで最近も年末年始、それから年明けたすぐの庁議の中におきましてもNPOと、やはり活動促進支援のパートナーシップということを知事は繰り返してありまして、従いまして、これは全庁的に宮城県がNPOに関して取り組んでいくということはこれは県庁マン全員の合意であると。あとはそれをどういうふうに具体的に展開していくかということで山田先生のおっしゃったように職員一人一人がNPOの方と接するときの今度は態度もあるかもしれませんし、具体的に何をやっていくかということにもつながるのではないかと思います。

それから、今までのお話で、そういう流れの中で、県は去年の提言、促進条例がありまして、そして基本計画があるということで、従いまして、これから本当に具体的に何を県庁マンはしていくべきかと、県政の中でやっていくべきかということはこの基本計画の中で本当に明らかにしていただければ私達もありがたいということでございます。基本計画では、大体5年後ぐらいに宮城県はNPOに関してはこういう県になっているべき、こうしたいというようなことで、そのためにできたら、ここ3年ぐらいに私たちがすべきことということが明らかになってくるとまたさらに具体的でありたいと思えます。それから、さらに具体的に申しますと平成11年、12年度までというのは大体の事業も私たちがもうやっているところもございませ

で、平成13年から15年ぐらいを一つの間接点といたしまして、その中で具体的に何をすべきなのかと。また、2年ぐらい過ぎましたら、次の3年間で前半の点検をいたしまして、次の2～3年で何をすべきかと。大体5年後に私たちが今目標にする姿に近づけていくというようなイメージが基本計画の中にあるのかなと思っております。

もう一つは、そういう意味で、支援促進策の方なんですけれども、これは条例を見ましても具体的なことが大分書かれてあったりとか、それから私ども11年度、それから12年度の計画も既に立てておりますけれども、中で具体的にやることも大分見えてきています。ただ、パートナーシップの部分なんですけれども、こちらがまだ難しいところがある。事業委託というようなことは大分具体的にはやってきたんですけれども、それ以外にもやはり政策形成の中でNPOの方たちに入っていていただいて本当の共同のシステムをつくるとか、そういう言葉で、それは非常に抽象的なものですから、ではシステムをつくるというのであれば、例えば具体的にはどのようなものが考えられるのかとか、そういうことを皆様から提示いただきまして、1～2年の間でどこまでそれを具体的にやろうかとか、5年後にはこんなふうなシステムが県庁の中で確立していればいいねというようなことを出していただくと、非常に私たちもそれに従って活動できるのかなと、行動できるのかなと思っております。

山田会長 ありがとうございます。

後段の方で私がちょっと書きました優先順位と申しますか、実現のプログラムにかかわるようなご発言がありました。今既に動き始めているもの、それから短期的に平成13年から15年あたりに具体化していくべきもの、それからその先2～3年ですか、そういう段階に分けて制度も違うかと思っておりますけれども、議論をお願いしたいということと、それからもう1点は、パートナーシップの具体策、この辺も十分ご検討いただきたいというお話だったと思います。

ほかに、はい。

斎藤委員 すみません。私もちょっと一つまだ自分で整理ができない部分があるので質問をしたいんですけれども、前回もちょっと触れましたが、仙台圏の場合は仙台市にもう既にサポートセンターができていますよね。その中で、今回県の方でもそういう施設をつくるということで、同じ仙台市内に二つあって、それをどう振り分けるのか、それが私にはやはり全然整理がつかないんですね。たまたま私はちょっと離れた石巻にいるわけなので、石巻市としてよりも県民の立場で県の方の施設を利用したらという考えもあるんですけれども、でも近隣の仙台市民の方から見れば同じような施設が二つできる。それをどのように使い分けるのかその辺が全然私自身の頭の中で整理できなくて、また、石巻でも今、拠点をつくらうという動きが出てい

るんですね。その場合、石巻市の行政の方と県の方の行政の方、どのようにやはりお互い協力し合いながらどのようにサポートしていくのか、その辺の分け方というんですか、その辺も全然見えてこなくて、それで、その件について県の方でどのように考えていらっしゃるのか、ずっと機会があったら聞けたらいいなとは思っていたんですけども、やはり自分の中でそれがきちっと整理しない限り、この基本計画がやはり正直言って整理できないんです。その辺をちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

山田会長 今のご質問、二つあるんですが、その前に今日ぜひ目次案を決めたいというのと、それから宿題をお願いしたいというのがありますので、その時間を30分ぐらいはとっていただきたいと思います。

それを踏まえて今のご質問ですが、一つは、中核機能拠点を、仙台市のサポートセンターとどう振り分けていくのかということと、2点目、サブ拠点としてのブロックごとの施設が地域の行政、例えば石巻市等とどういう連携を保っていくべきなのか。これから検討されるものですので、中身までとはいかないにしても、もし方針等ありましたらご提示いただければと思います。

事務局 前半の方は、これは中核機能拠点センターをつくるというときにまず仙台市のサポートセンターもあるので、そちらのことも十分考えながら、機能を分担しながらということはまず私たちも考えてきたことなんですけれども、これはむしろ山田先生に中核機能拠点センターをつくる時のコアメンバーの委員長になっていただいて取りまとめをしていただいて知事に内容を提案していただきましたので、山田先生、よろしいですか。

山田会長 行政、例えば石巻市行政との連携をどうされるかということと、広域行政との関係についての話ということになるかと思いますが、県としてはいかがでしょうか。

事務局 県と市町村、これは県の方でも市町村の方々に対してNPO活動、いろいろな意味での促進支援策とか、県がやっているようなことを市町村の方にもご理解いただきまして、それから同じような意識を持って取り組んでいただきたいというふうには思っております。けれども、やはり市町村の独立性というものもございいますから、あまり県の方から強くお願いしてもその独立性を損なってはいけないと思いますので、県の方では市町村の方々にはNPOに対して理解していただくフォーラムとかは何回かやってきましたし、それから県の方が現地に行っているいろいろな会議を開いたりとかいうこともしてまいりましたので、そこはわかっていただきたいと。

その中で、例えば石巻の方で、今、地域拠点の設置が検討されていますが、そういうとき、

石巻の方とも私たちがいろいろと協議をしてご協力をお願いしているというような、そして情報交換などを行っているというところでございます。

山田会長 いずれにしろ、地域で少しイニシアチブをとって、県と対応していくというか折衝していく、そういうような組織が多分石巻には既におありかと思しますので、そういったところでそこら辺の議論もぜひしていただきたいと思いますが、中核機能拠点については、私は仙台市のサポートセンターの方も20回にわたる市民委員会、市民フォーラムで実現してまいりましたので、そういった意味では両方ともわかっているつもりですし、そしてぜひ今言われたように同じようなものをつくるのでは意味がないということで取り組んでまいりました。

それで、やはり県で整備すべきものは、いわゆる高度機能、全県性ということを重視してやってまいりました。その高度性の中身は何かというと、一つは調査研究あるいは政策提言、それをNPOにきちんと返していこうと。そのためにNPOの方と対等のNPO学会というものをつくろうと。その学会の成果をもとに管理運営に参画させていただこうということで今準備が進んでおります。それからもう一方では、前回兵藤委員からも出ましたように、ここには来れないという方もたくさんいらっしゃるわけですので、情報ネットといったものを充実させていこうということで、みやぎ情報ネットの構築を今検討中で、ワーキンググループで対応しております。そして、必ずしも中核機能拠点に来れなくても情報が得られるというようなシステムを検討中です。平成13年に動き始めますので、それまでに何とか仙台市とは、全くとは言えないかもしれませんが、違ったものを実現していきたいと考えています。

それからもう一つは、ただそれだけですと非常に冷たい施設になってしまいますので、やはりここで直接NPOが触れ合えるそういった場にしていきたいし、またそれはNPOの皆さんが共同管理運営をしていくというようなパートナーシップ型のそういう現場、これは佐藤和文委員の表現によれば、活動自体が展示であるというようなそういう場にもしていきたいということで、この点仙台市のものとは大いに違うよう検討しておりますし、またそれは社会的に大きな意義があるものではなからうかと思っております。

これにつきましてはまたこの委員会外でいつでもご説明したいと思います。

兵藤委員 確認ですけれども、今日午前中の会議ですか。この前は午後も延長するという話もあったんですが、今日の日程は正午までということであと30分ちょっとですね。基本計画の内容云々について、皆さん一人一人いろいろな思いがいっぱいあるんですね。それを今の時間帯に入れちゃうとどちらもできなくなるという、30分やそこらでできるはずが当然ありませんので、一応できれば山田先生がおっしゃられるように、基本計画項目の大まかな合意をここで取

りつけるという方法はのでしょうか。

山田会長 ぜひそうしていただいて、それで宿題をみんなにあげたいと思っております。

兵藤委員 それから、私の案の第1章なんですが、県で示された案を最大限尊重しようという意図に基づいて第1章を考えていて、ここに対する不安は私自身はなかったわけではありません。山田先生のお話の中に、第1章のはじめにということで、これを包括した形で述べた方がいいというような案がありましたので、私もここに第1章というようにしておりますけれども山田先生の案に同調したいと思います。紅邑委員も今話を聞いたら山田先生の方法でいいんじゃないかということで仲間が一人増えました。

山田会長 これは私が優れているわけではありませんで、皆さんのを見てやったものですから当然少しずるいんですが、「第1章 はじめに」は先ほど申し上げましたような形で今までのものを要約し、修正し、そして青野委員が言われたように、わかりやすくということを強調しながら書き込むということでよろしいでしょうか。はい、第1章は決定ですね。

第2章はどうしましょうか。もうここで基本計画をどうするという話が出てきていいと思います。それで、兵藤案では基本計画というタイトルになっていますが、何か少し文言をつけた方がいいだろうと思うんですけれども、それが基本計画の性格と目的という山田案がいいのか、それからもう少し何かあった方がいいのか、あるいは3章との関係でどうしたらいいのか、これからはワークショップになりますので、私が書き役をやりますので、どうぞおっしゃって

ください。第2章です。

今までのお話では、大木さんの計画の理念と目的は、この辺は基本計画の部分に入ってくるところでよろしいわけですね。

大木副会長 私も、皆さんのを読ませていただいて兵藤さんのがよくまとまっていて、これで今日のところは賛成しようなんていうふうに思ってまいりましたんですけれども、山田先生の案が出て、そっちの方がなおよく見た上でまとめていただいたということがありまして、1章も2章もずっといっちゃいますと、終わりまで山田案でよろしいんじゃないかなと思っております。

山田会長 あまり簡単に決まると困るんですが。

山田案は、これは私のオリジナリティーではなくて皆さんのものの集積でありますので一番右の案ということにしますが、これで少しご検討いただきたいと思います。

1章は今確認したような形でよろしいと。

それから第2章、一応基本計画の性格と目的で中身は性格、目的と書いてあるんですが、兵藤案の中にある基本計画の期間であるとか、それから幾つか大事な議論がまだ出ていたような気がするんですね。先ほど佐藤和文委員が言われた市民とNPOのかかわりとか、そういうものは基本方針のところに入っていきべきことですかね。

佐藤（和）委員 ちょっと早目に入れるということです。

山田会長 第2章のタイトルは性格と目的でいいと思うんですが、中身は兵藤案がよいような気がするんですが、何か物差しと申しますか、ベースがないとなかなか修正するにしても進まないと思いますので、2章の中身、兵藤案というのはいかがですか。

兵藤委員 項はとりあえずなくしてもいいです。

それから2章の全体として第何項というのは堅苦しいのであればなしでも大いにいいということ、それから、ちょっと悩んだんですが、2章の第3と第4ですね、どちらを先にすべきかということから言うと、目標が先で期間が後だろうと思ったんですが、そのまま県の示したものをそういう形で並べるとちょっと無理があると思ったので、こういうふうに入れかえたんですけれども、その辺ちょっと直しながら、基本計画の期間というのを最後にして、目標を上にするという形でまとめていくということではどうでしょうか。

山田会長 この期間ですね。期間はむしろ最後の方でいいだろうと。

それからもう一つは、先ほど佐藤和文委員が言われた類型の話ですね、類型を踏まえるということだけなのか、もう少し類型について大まかなところは表現できるような気もするんですが、これはむしろこちら辺で述べるべきか、あるいは……。はい。

佐藤（和）委員 その後、類型の議論が熟度が高い場合は第4章の施策と事業の中にきちっと盛り込まなければいけない話になりますよね。ですから、第2章での類型の議論がレベルの高い形でできるかどうか、それができてさえしまえば、実はあとはそんなに難しい話ではないのでは。でも、類型の議論は難しいですよ。

山田会長 たぶん、分野、課題、レベル、範囲ということになるかと思いますが、実は今不完全なんですけど、宮城県の実態を踏まえてちょっとそれに近い論文を書いてはいるんです。だからさっき佐藤和文委員のお話を伺って、ひょっとしたらある程度のところは書けるのかなという印象も受けたんですが。

佐藤（和）委員 だとすると、第2章のところで精いっぱい書き込む形でやっていただいて、あとは施策と事業の中でそれを踏まえたメニュー化をきちっと進めていくというのでいけるんじゃないでしょうか。

山田会長 少し類型のアウトラインみたいなものはここで出せたら生かすというようなことですか。

佐藤（和）委員 私の個人的な意見としては、そこさえ踏まえられればあとは山田案、第4章も兵藤委員と山田案の折衷型ですっといけるので、基本的には山田案でいいのではないかなという感じがしています。

山田会長 わざわざ前に書かなくてもいいですか。

じゃ、一番右のものを材料に今まで出たお話はここに入れるべきだとか、こういった点をここでは表現すべきだというのを出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。先ほどいろいろお話しいただいたんだけど、これはここで入れるべきではないかということをしていただいた上で、じゃそれをどういうふうに皆さんで手分けなり、場合によっては集まってということになるのかもしれませんが、していくかということをご検討いただきたいと思います。

骨格として、大きな章建てとしてはこれでいいと。そのときに、少し中身について書いてみないとわからないところがありますけれども、コメントがあればこの15分か20分ぐらいの間にご提示いただければと思います。

斎藤委員のNPOの特徴やユニークさを発見し高めていくというあたりも、これはむしろ第2章あたり、それを具体化しなければいけないということでは当然3章、4章の中でも入ってくるかと思いますが、イメージとして。

斎藤委員 施策の中には必ず入ってくるのだと思いますが、第2章に本当は入れていくべきだろうと思うんですが、それがふさわしいのかわかりません。

山田会長 特にNPOのアイデアとかエネルギーを十分生かせるようなシステムというあたりは、比較的早いところで発言しておいた方がいいのかもしれませんが。

むしろはじめにという、ひょっとしたらこれに近い表現はあるかもしれませんが、もうちょっと、きちんとこういうご指摘を見直していくということ、書き直していくところになるのかもしれませんが。

兵藤委員 行政の方に質問したいんですけども、基本計画推進のためにということで行政内部の体制の充実というのが既に載せられているんですけども、それはそれでいいのかもしれないんですけども、私たち側からすると、基本施策の中に、いわゆる市民に対して、NPOに対する行政内部の施策というような形で、きちんと政策として行政内部もそれだけのものを負うんだという発想が施策の中に入れてしまうというのは無理なのかなあ、どうなのかな。別

にそうしなさいというわけではないので、その辺ちょっと私も整理できないので、行政の立場でのお話をお伺いしたいと思います。

事務局 例えばそれは具体的にはどのようなことなどがありますでしょうか。

兵藤委員 例えば、庁内推進体制の充実強化というのが推進対策の中にあるわけですが、そういうのは推進のためにこういうことをしますよということなんですけれども、もっと積極的にNPOを支えるための施策として行政内部が初めからきちっと責任を持って負うというところからするとちょっと強過ぎるでしょうか。

佐藤(和)委員 兵藤委員と実は問題意識が似ているなという気がしましたが、機が熟しましたので申し上げますと、実は、具体的には、例の国の緊急雇用の予算の使い方のお話で宮城県は非常にいい提案をなさってくれたわけですね。つまりNPOが提案してくれたらそれに何とか委託という形でやりたいという提案をなさってくれて、それでみんなわっと動いたと思うんですよ、関心を持って。しかし、その提案活動、これはNPO側にとってみればアドボカシー、重要な機能ですから、それは一生懸命やるわけですね。それは行政側からそういう提案があったところ、行政側のその種の提案の受けとめ方の常識というのが多分あると思うんですよ。特定の団体にいきなり仕事をやるわけにはいかないとか、ちゃんと入札しなければいけないとか、いろいろな今までのルールというものがあって、その結果どういう事態が発生しているかという、ある部分では、これは極めて異例なケースかもしれませんが、提案した中身と違う形で行政側から返ってきて、全然違う形ですね。これなら委託できますけれども、どうですかというボールが投げ返ってくるという現実があるわけですね。そうすると、つまりNPO支援ということについての公的なお金の使い方のルールが若干ちぐはぐだなという、支援のためにやるのであればやはりアドボカシー活動としての提案というものをもう少し重視していただきたいというのがNPO側の問題意識だと思うんです。実際は行政側の非常にこれまでの長い間積み重ねてきたルールというものがあって必ずしもそうはいかないとか、その辺の垣根をどうやってこれから崩していくかということをお話でちゃんと議論していただかないと、実はNPOのアドボカシーという意味合いがうまく行政との間ではコミュニケーションできないなあという感じが私はしています。ですから、庁内の推進体制とか職員のNPOについての研修とか、そういう具体的な中でその辺をどのように受けとめていただけるのかというのが非常に私としては問題意識を持っています。

兵藤委員 結局、体系の中にパートナーシップ構築のための施策とうたわれているんですね。パートナーシップ構築のための施策の内容はあるんですけれども、パートナーシップ構築すると

きの行政側の、行政というのは必ずしも環境生活部のNPO関係ではありませんよ。それ以外のすべての行政の中のパートナーシップを構築するための行政側の姿勢というのがいま一つ見えてこないということなんです。

例えば福祉のこと、福祉をやっているNPOがありますね。教育をやっているところのNPOがありますね。そういうところは、福祉関係の部局とつながるし、教育をやっていれば教育関係の部局とつながるわけですよ。国際関係では国際関係の部局とつながるわけですよ。そういうときに、県庁の中のパートナーシップ論というか、例えばパートナーシップをしようとNPO側が思っても、全体の今までの流れから県庁全体のパートナーシップ論に至っていないと。至っていないので非常に何かやっていて不満というか、こんなものなのかなあというふうになってしまうのかもしれませんが、そういう思いがパートナーシップ論ということになると出てくるんですね。何度も言いますけれども、環境生活部のこの部分でのパートナーシップ論を推し進めようということでは一生懸命やっていることは見えているんです。それは否定しているわけではないんですけれども、県庁という全体の中からは、そのための県庁内の施策というパートナーシップを推し進めるための県庁内の施策みたいなとらえ方で、内部でのパートナーシップ論の充実というんですか、そういうものもあっていいんじゃないかという思いが常にありますが、そういうものが今度の案にないわけで、後ろの案の方に庁内の充実はあるんですよ。そういう形でなく、きちんと施策として取り入れて、もっと強い意識でやれないかなあという思いがあります。

紅邑委員 私もこれはちょっと気になっていたところで、何でNPOの促進なのかと考えたときに、先ほどちょっと私が話した新しい公共の担い手としてのNPOのポジショニングというのがやっぱりあるんだと思うんですね。そのときに、行政としては、一つは行政改革ということとすごくつながりがあって、やはり行政改革をしていく中で、例えば行政が今までやっていた仕事をむしろ民間がやっていった方がいいのではないかと出てきたり、そういった中で委託をすとか、もしくは民間がやっていることはやらないというふうに決めていくのかということもかなり出てくるんじゃないかと思うんですよ。そのときのプロセスというか、その過程の中でパートナーシップというような形での引き継ぎがあったり、もしくは協働というものがあつたりということがあつたりと思うんですが、そのときの行政側での意識のあり方みたいなことがやはりまだまだ庁内で、あるいは市町村で全体的につなげていけないというところがある。それから行政改革ということを進めている部署と、このNPOの促進という部署のリンクということをどこかやっぱり施策の中で強調していくということも必要なのかなと思

たんです。行政側の基盤整備みたいな部分というのか、その辺のことがすごく抽象的なことなんだけれども、そこをもう少し規定していくと。

それからあともう一つは、パートナーシップということの原則をもう少し明確にする必要性があるのかなというふうな気がしているんですが。

山田会長 今二つ出されたのは、後段の方のパートナーシップとは何ぞやというあたりをもう少しきちんと述べていくということが一つありそうですね。それはまずどこら辺でパートナーシップ論、基本計画の性格、それともはじめになってしまいますか。パートナーシップのあり方論をもう少しきちんとするということ。それとの関連で、NPOとのかかわりを踏まえた行政改革あるいは行政意識の変革みたいなものですよね。そこら辺を比較的前の方できちんと述べるというのと、それが先ほどのお話ですと、施策の中でどう展開していくか、あげるべきではなかろうかという話もありましたね。ちょっとそれは具体的にどういうことなのか、理念的には前の方で書けるとお思いますね、1、2、3のあたりで。じゃそれを施策にどう反映するかというのは、これは少し宿題で皆さんからアイデアを出していただくということにしましょうか。

皆さんに宿題をお願いするにしても、今日の記録は割と早目に欲しいですね。私、最近物覚えが悪いものだからすぐ忘れてしまう。

それはそれとして、ほかにございませんか。今のようなお話を盛り込んでそれぞれのところで書き込んでいきたいとお思います。それで、多分それぞれ出されるのは重なったり矛盾したりということもあるかとお思いますので、その調整をいつかしたいとおと思いますが、それはもうちょっとしたらスケジュールの検討というところで議論したいとお思いますけれども、もう少し中身についてよろしいですか。これだけはぜひ踏まえて宿題をやってもらいたいという部分がありましたら。はい。

紅邑委員 私も忘れないうちに言っておいた方がいいと思って言いますが、中身のところに入るのかもしれないんですけど、例えば事業委託という形でNPOの支援というのがあると思うんですが、もう一つは、企業がいろいろな形で行政の企業育成や促進というようなことで様々な支援を受けているかと思うんですが、そういったことでの規制をもう少し緩和してNPOにも適用できるようなそういった状況ということも何かこの中で検討していくという方向で示していったらどうかというふうに思うんですが。

山田委員 事業委託のありようみたいなものが一つ。それから、企業への規制緩和をしているわけですが、NPOに関しても適用していったら、ということですね。これはどこで書かれる

かはそれぞれご検討いただくということで。

はい、ほかに。よろしいですか。大体よろしければ少しスケジュールであるとか、何か議題で忘れていることはありますか。

事務局 パートナーシップの部分がまだ具体性がないのでぜひ皆様の方から提案していただきたいと思います。従いまして、宮城県庁としてはパートナーシップ、NPOの方と一緒にやっていくことが非常に重要であると。そのための活動支援促進であるという位置づけでもありますので、常にこれが二本柱になっていて、むしろこれからの新しい行政のあり方ということを考えますと、パートナーシップの構築が非常に大事であると思います。大事なことは十分認識しているので、ではこれから何をすべきなのかというところでご提案いただけたら、いろいろなアイデアをいただけたら非常にいいと思っております。

山田会長 具体的にということは、何をどういう方法でというようなあたりにも触れていただければということですね。

佐藤(和)委員 私、この山田案のずっと第1章から第5章までの構成でいいと思うんです。今いろいろ出ましたパートナーシップの中身の問題とか、それから行政側のいわゆる紅邑さんの表現で基盤整備という形をどう具体的に第4章以下の施策と事業の中で書き込んでいくかということだと思うんですよね。我々も抽象的に言うてはしようがないので、例えばパートナーシップの具体的な施策及び事業という分類で言うと、事業委託のあり方論というのがありますよね。はっきりつまり公開入札やるんだということであれば公開入札できちっと企業と対等の立場でやるという場面の事業委託、それから、これは支援プログラムであるという位置づけのお金の使い方、この二つは少なくとも分けないと政策的には非常にあいまいになるかなと、誤解も生ずるということが一つあります。

それから、NPOと県とのリサーチの分野での協働事業的な具体的なプログラムですね。つまり問題解決を迫られるプログラムはいっぱいあると思うんですけれども、そこについて行政とNPOが具体的に連携しながらリサーチ及び問題解決の手法をきちっと位置づけていくというような具体的なプログラムですね。それからあと、重要なのはやはり人材の交流というか、政策的に重要なのは行政側のスタッフの方々とNPOの現場との交流みたいなものがうまく政策レベルに持ち上げていければ非常にいいのではないかと。やはりNPOの現場で何を行われているかという話をいい部分も悪い部分も含めて、やはり行政の方々が直接現場に出るような仕掛けがないと、それはとてもじゃないけれども議論だけではどうしようもない。ですから、その辺の政策展開が具体的に盛り込まれればいいなという感じがしています。聞くところによる

と宮城県から仙台市に行く場合でも何か書類を書かなければいけないとか、何かいろいろなややこしいルールがあるそうで、ましてやNPOの現場に職員の方々が個人的な資格ですと出ていくというのは非常に抵抗があるというのが実際だと思うんです、特定のNPOと何かつながっているんじゃないかみたいな、そういうふうに見られないようなプログラムが具体的に盛り込まれたらいいかなと、そんな感じがしています。

山田会長 ありがとうございます。

兵藤委員 基本計画の体系については、とりあえず今までの議論の中でということで、そのほかに二つ、三つ要望も含めて話したいことがあるんですが、地方県事務所に今の段階できちとしたNPOに関する、全体の担当をするところはあるんですが、担当官なるものがないんですね。それを早急に7圏域の地方県事務所の中にNPOを担当し、どういう役割を持っているんだかという、パイプ役を早急に対応していただきたいと、職務として対応していただきたいという要望が一つあります。

それから、中核拠点施設の中核性を言うときに、仙台はもう既にサポートセンターがありますので、仙台はもう政令指定都市で県と同じぐらい力があるんですからそこにはすばんと任せてしまえばいいというふうに思っています。そのほか6圏域ですね、そこに小さくてもいいからとにかく目標をもって中核拠点施設のための地方のワーキンググループを立ち上げて、自分たちの施設になるんだと、何が欲しいんだというさまざまな意見を聞いて、できるだけ拠点施設の中に取り入れる工夫が必要だと思うんです。それと、中核拠点施設ができたとき、その提言したグループの人たちがどういう形で運営というか、組織運営というよりもボランティアにしる人材的な交流にしるいろいろなかたちで関わるといふ、そういう体系づくりも含めてできれば、少なくとも宮城県全域の意見を全部聴けないにしても、方向性としてはそういう方向性の中核拠点施設だよと、足りないところはこれから埋めましょうといふかたちができるというふうに思いますので、今回の議論ではないんですけども、これからやるとき、その辺をもう少し詳しく煮詰めて、何とか皆さんの賛同を得たいと思っております。

それと、中核拠点ができるとき、県民の理解を得るという意味で、監査ですね、組織の中に自己監査する能力をどこかにきちっと持たせるということですね。それから、オンブズマンとか情報公開は当然ありますけれども、それと、他行監査、どこかに委託して内容はどうなんだかきちっと監査してもらおうという姿勢というのが、後からではなく、初めからきちっと入れるべきだというふうに思います。

それと、NPOの原点論にちょっと戻るんですが、私たちが自分たちの仲間とNPOを考え

るワーキンググループみたいなものをつくって話をしたんですが、NPOを支援するということに、初めからこちらからテーマを出しまして情報と資金と以外の支援と一体何だと。すぐ資金と情報が出てくるんですけども、それ以外の支援で何だということの話し合いをしたんです。その中で出てきたのは、私たち、NPO活動をしている人たちの思いというんですかね、それを理解してもらおうと、そういう眼差し、行政とか市民のそういう眼差しさえあれば資金とか情報以上にやりがいがあるし、自分の力が発揮できるというんですね。どうすればその眼差しが醸成できるんだということ、実際NPO活動をしている現場に行政の方たちがちょこちょこでもいいから顔を見せるぐらいでもいいから来て参加してさえもらえば、そういう眼差しは醸成できると。その辺から本当のパートナーシップというのでないかなというような話ができました。この辺がNPOの原点論の中で私自身もすごく勇気づけられたりおもしろいなと思ったことがあったので、紹介も兼ねて、これからそれを政策にどのように生かすかということはまだまだ別な次元だということですが、その辺をこれから地域に帰ったとき、地域のNPOを考えるとときも大切にしたいなと思いました。

山田会長 今の4点はすべて大事なことだと思いますので、繰り返しませんけれども、これから書き込んでいく中でぜひご検討いただきたいと思います。特に最後のところなんか、先ほどのパートナーシップのあり方ともかかわってくるころだと思いますので、ぜひ踏まえて。

それから、一番最初の地方県事務所のNPO担当官の整備、これもぜひご配慮いただきたいというのはありますね。

? その他

山田会長 それでは、時間もぼちぼち来ましたので、日程とか手分けとか段取りとか、そこら辺をちょっとご相談したいんですが、これはスケジュールからいくとどうすればよろしいんですか。3月には、年度末に一応あらしのものが、中間的なものがまずできるということですね。それは3月ぎりぎりでもよろしいわけですね。その前に、この委員会ではほぼ最終的な確認、そこから先、手直しがあるにしても3月で最終的な確認が必要だと。それは3月中旬ぐらいでもよろしいんですか。そうすると、でも委員会ができる予算はその3月しかないんですね。そうすると、この間どうやっていくかということなんですが、どうしましょうか。拒否されるかもしれませんが、一応案らしきものを申し上げてみたいと思うんですが、きょうの議論を踏まえて、なるべく記録は早くあった方がいいと思いますが、それをもとに1章、2章、3章、4章、5章の中身、これはもう箇条書きでコメントをいただきたいと。ある時期までにコメントをいただきたい。それを整理するワーキングというか、起草委員会というよりはこの

人数ですから一緒にやりたいんですが、一緒にやっていただいて、ただそれは委員会ではなくてボランティアのワーキングということで2月あたりにやれないかと。それで整理したものをもとに、これは県の方の事務局の方でやってくれるかと思えますけれども、それをもとに3月の委員会の材料をつくと。3月でもう一度議論して手直しして最終版にするという案でいかがでしょうか。

佐藤(和)委員 今日議事録をきちっとまとめていただいてポイントを抜き出していただくと、例えば私なんかは言いたいことを全部言ってしまいましたので、もうコメントを出す筋合いでもないんです、実は。ですから、申しわけないんですけれども、土台となる、つまりコメント、要点みたいなものは事務局の方でおまとめいただいて、それをもとに次のステップを、各委員足りないところはそれぞれ自主的に出すという形でいかがでしょうかね。そういうわけにはいきませんか。

兵藤委員 はじめにというところの第1章は、山田先生の提案を全員皆さんオーケーということだったので、責任を押しつけるわけではないんですけれども、やっぱり山田先生の思いがあると思うので、その辺まず整理していただいて、それを今度皆さんで合意するという方法はいかがでしょうか。

山田会長 1章は条例のこともありますから、事務局がやるかもしれませんが、それで新たに足すべきことなり、それは関わりながら、1章はやります。

兵藤委員 NPOの分類とかその辺の部分はどのように入れるかというのも、既に手がけている人でないといけないということで提案された佐藤和文さんと会長さんが一番最適任者だと思うんですけれどもね。

山田会長 そうすると、大体今日の議論で言い尽くされたと、記録をもとに少し整理してほしいということがあるとしても、いやここについてはコメントを出したいという方はいらっしゃいませんか。いいんですか。記録というのはどれくらいできますか。要点筆記の方が本当はいいんですが。それでは、それを皆さんにいただいて、それを踏まえてちょっとやっぱりメモを出しませんか。

兵藤委員 3章以降についてはそれぞれ基本施策、基本方針というものをメモで出していただいて、それを今回のように箇条書きかなんか資料にしてもらおうと、すごく話がスムーズにいくと。今日は2時間ですごく進みましたからね。びっくりするほど進みましたので、きっとこれのせいだろうと思うんですけれども、それを踏まえてやられたらどうでしょうか。

山田会長 まず1章、2章に関しては比較的完成度の高いものをつくっていただくと。3章以降に関しては、それぞれコメントを出していただいて、それを一覧表にすると。ただ、それがいきなり3月というわけにはいかないでしょうから、途中でというのはやらないんですか。それはじゃ事務局と委員長、副委員長ぐらいでやれという話になるんですか。ちょっとそこら辺はそうしてくださいということであればしますけれども、もう少し自分たちでやるという話だったんじゃないんですか。

それでは、記録を早目に皆さんにお配りして、皆さんからなるべく早く各章ごとのコメントを事務局に寄せていただくと。それを一覧表にする段階か、した後かで事務局の委員長、副委員長あたりで相談をしますが、そのときにはぜひお時間のある方は時間と場所をご連絡しますので、おいでいただける方はおいでいただくという形で取りまとめをします。そのためには、2月の取りまとめの日程を決めておいた方がいいですよ。今のうちに。

3月21日の週で、私は21、22日が詰まっていますから、23、24日、この二つのうちでいかがでしょうか。24日の方がよろしいですか。23日が木曜日、24日が金曜日。よろしいですか。24日に、これは少し長くなる可能性もあるのでお昼1時とか1時半からじっくりやりますか、1時半にしておきましょうか。じゃ24日、1時半から。

それで、2月の取りまとめ作業は、そうするとそれから1カ月前、2月の下旬でいいですよ。例えば28、29日あたりというのは。事務局、よろしいですか。29日あたりで何かありますか。議会中ですか。もうちょっと早い方がいいですか。29日にワーキングをやりますので、ぜひ多数ご参加ください。だから、これまでにちょっと材料をそろえていただくと。

そうすると、皆さんがまず記録が皆さんの届くのがいつですか。

事務局 今月の24～25日ぐらいだと思います。

山田会長 はい。24、25日あたりに記録が届きますので、皆さんから出てきたものをある程度一覧表なりにするのは2～3週間はかかりますよね。だから、14日の月曜日までに皆さんからコメントをいただくというので大丈夫ですか。それをいただいて、それで29日にワーキングを。29日はやっぱり午後1時半とか、3時ぐらいとか、早い方がいいですか。1時半にしておきます。ワーキングは自主的にということで、難しい方は何かもしコメントがあればお出しいただくということでやらせていただきますでしょうか。

山田会長 記録をお配りいただくときにフォーマットもお出しいただくといいですね。そうするとそれが1月の24日あたりまでと。それで2月の14日までに皆様のご提案をお出しいただきその結果を踏まえて29日にはワーキングで骨子をつくり上げるつもりでやると。それからその

後で整理をしていただいて、3月24日に最終的な委員会をするという日程でよろしいですか。
ちょっと時間を過ぎましたが、議事の方はこれで終わらせていただいてよろしいですか。では事務局にお返しします。

4．閉会

司会 それではどうも山田会長さん、各委員の皆さん、活発なご議論ありがとうございました。

これをもちまして第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。